

大阪府社会福祉審議会 新たな福祉課題検討専門分科会
第四回女性保護支援等検討専門部会

1. 配布資料についての説明

■ 追加調査（女性相談センターのヒアリング）について大阪府立大学の研究チームより報告

- ・資料 98 ページに沿って説明。

■ 「大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方について提言（案）」

- ・ I、II について事務局より説明。
- ・ III（調査結果からみた分析及び課題）について、部会長より説明。
- ・ IV（大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方）について、事務局より説明。
- ・ 資料 100 ページのフロー図について部会長より説明。

2. 質疑・意見

○ 市町村の分野に関して

（部会長）

- ・ 市町村間の格差が非常にあり、その格差をうめるために、婦人相談員の全市区配置を提言としているが、そこも含めて、提言のところでも分析のところでもご意見を願います。

（委員）

- ・ 12 ページ等載っている「これまでの部会での委員意見」については、精査とまとめが必要ではないか。前後の文脈が削られていて分かりにくい。

（事務局）

- ・ 今回、これまでのご議論を見ていただきやすいように掲載しているが、最終的な報告書からは削除する。

（部会長）

- ・ これを今回入れさせていただいているのは、先生方から前の部会でいただいたご意見やご質問が反映できているかチェックいただきたいという意図も含めてのこと。
- ・ 網羅しているつもりだが、もし漏れている点があればそのご指摘もいただきたい。

(委員)

- ・提言にある婦人相談員を全市区に配置というのは、理想的だが現実的なのかなと思う。
- ・それができない場合の次善の策はどうするのか。
- ・全市区というと、例えば、大阪市は何区あって何人必要になるのか。

(事務局)

- ・24区。

(委員)

- ・今、大阪市に婦人相談員は何人いるのか。

(事務局)

- ・大阪市は、DVセンターは設置しているが、婦人相談員はおいていない。
- ・各区で1名のDV・児童虐待専門相談員を各区に配置しており、この相談員がDVと虐待の両方を担当している。

(女性相談センター)

- ・ただ、専門相談員は行政職なので、異動はある。

(委員)

- ・各区で1名ではそもそも人数不足では。児童虐待だけで結構な件数になる。児童虐待とセットで担当するとなれば、DVはおまけになってしまう。

(事務局)

- ・虐待については、家庭児童相談員がいる。

(委員)

- ・DV・虐待専門相談員と家庭児童相談員の関係はどうなっているのか。

(女性相談センター)

- ・一時保護の依頼については、家庭児童相談室の担当から来ることもあれば、DVの担当から来るときもあり、ケースによって異なる。

(委員)

- ・DV・虐待専門相談員が主に担当しているのがDVなのかが問題。
- ・府から大阪市に対して、DV・虐待専門相談員の職務内容を指示できるわけではない

とは思うが、現実的に何ができるのかが心配だったので発言した。

(事務局)

- ・大阪府に対して提言はいただくが、大阪府だけでは取り組みができないものもある。
- ・国の制度として婦人相談員が「義務設置」にならなければ、府としても市区町村にも依頼ができないため、国への提言として整理していきたいと考えている。

(部会長)

- ・それを16ページの最後の「支援に必要な体制や環境整備」の2段落目のところに記載している。

(委員)

- ・そういうことであれば、どんどん書くべきだと思う。

(委員)

- ・市町村への要望ではなく国への要望ということか。

(委員)

- ・DVセンターがあるから全てうまくいっているわけではなくて、各区にどんな相談員がいるかということが重要だと思う。
- ・この提言は、これが完成版はこうなるというものの案なのか。

(事務局)

- ・これをたたき台にして、先生方からいただいたご意見を書き込んでいく。
- ・構成は、大体この構成で考えている。

(委員)

- ・部会長にお話しいただいた課題と、提言がリンクできているのか。
- ・11ページ目以降が提言の中身になると思うが、大きな項目として市町村、女性相談センター、施設とあって、最後が「終わりに」という構成になっていると思う。
- ・調査については、よくここまで分析して下さったと思うが、自分の経験も含めて考えたときに、出口の見通しのなさとか、そういったことに踏み込んだ提言にはしにくいだろうか。
- ・相談者の受け入れから出口までの中で、この方の支援をどこがどうしていくのか、責任のなすりつけあいではないが、どこが関わるかというのは、あまり明確なルールがないように感じる。

- ・たとえば、警察に駆け込んで一時保護になった場合など、出身市町村は知らない。そうになると、その人は、どこの市の支援を受けられるの？となる。
- ・市町村が入口で全く相談を受けていない人の場合、支援から漏れてしまう。女性相談センターや女性自立支援センターがケースワークをしようにも、連携する市町村がない状態になる。今、本人がいるA市も、もともと住んでいたB市も相談に応じてくれず、生活保護の手続きもできないような事態が実際に起こっている。
- ・先ほど、どこに住むのかというのを、もっと選択的に持つておかないといけないという話があったが、その人の生活支援を担っていくということは、かなりのお金がかかる。
- ・生活保護を受けるとなると単身でも月10万円、母子だったら20万円とか、そこに医療や住居費ものってくるし、一つの世帯で何百万という費用を全て市町村が受け入れて払っていかないとけないという現実的な話が出てくる。
- ・だから、市が責任を持って責任を受け入れていくという話は、提言としては言いにくいとは思いますが。

(委員)

- ・この部会のテーマは、そもそも、市町村で相談件数が増えているのに施設につながっていないということ。なので、市町村に相談につながっているところが前提で、話が始まっている。
- ・確かに入口のところで市町村ではないところにつながって、出口が見つからないというようなご指摘の現状はあるが、この部会の本来の趣旨とは違う。
- ・その論点は、最後に付け加えるのはありだと思う。

(女性相談センター)

- ・生活保護の実施主体の考え方は、大阪府内の各市町村では取り決めを行っている。
- ・実家の市町村から保護になっても、実際の居住地がどこかで、元の居住地が実施主体となる場合もある。実家等に1ヶ月以上住んでいたら、そこを居住地とみなす。
- ・他府県から来た場合は、実際に保護になった場所の市町村が、実施主体となる。そういうことは決められている。
- ・先生がおっしゃったように、出口については「なぜうちの市に来るのか」と言われたりすることはあるが、一時保護前の実施主体は一応整理している。
- ・出口の市の「なぜうちの市に」という反応については、本人に住居を選ぶ権利があるので、そこは当然市が受け入れる。

(委員)

- ・転居費はどこが負担するのか。

(女性相談センター)

- ・転居費は、実施主体の市が出す。

(委員)

- ・そこが問題。その実施主体の市が出してくれるかどうか。

(女性相談センター)

- ・本人の家族や親族に資産がなければ出してくれると理解しているが、中には難しいケースもあることも承知している。

(事務局)

- ・以前は、警察から保護になったケースは、なかなか実施主体が決まらないこともあったが、最近はかなり整理をしてきている経過はある。

(委員)

- ・警察から保護されたケースは、先がなくて困ることが多々あった。

(女性相談センター)

- ・府内では、警察から一時保護の依頼があった場合には、警察から市に連絡を入れてもらうようにはしている。

(部会長)

- ・そのあたりは、以前より、取り決めがなされて、改善がされているということかと思う。

(委員)

- ・今回の資料は完成版のイメージということだが、かなりの膨大な調査から得られた膨大な情報を、かなり圧縮してまとめている。
- ・我々はこれまで議論をしてきているので、この報告書の裏にどれだけの調査があつて、何を基にまとめてきているかを知っているのでイメージができるが、初めて見る人は、根拠となっている事実等が見えない中で、伝わりにくいのではないかと思うがどうか。
- ・調査データや資料は完成形につけるのか。

(事務局)

- ・資料は、調査結果として報告書の後ろにつける。

- ・調査結果についても、公表資料となっているので、今までの資料もホームページにアップしている。

(委員)

- ・今のところ、提言の文章とデータのつながりが無い。
- ・資料のこの辺を根拠にこういうことを言っているというところがないので、いきなり結論が出ている感じがあってすごく読みにくいところがある。

(委員)

- ・この提言がどのように活用されるのかというところを、もう少し教えていただきたい。
- ・先ほどの話だと、大阪府でできることはある程度限界があって、全市区での相談員の配置など市町村の協力がいることにも踏み込んで書かれているが、国に要望するしかなく、市町村に直接求めることはできないということだった。
- ・どういうふうに活用されることを想定して、意見を言えばよいか。

(事務局)

- ・本日、様々なご意見をいただけるという前提で、今日の段階ではまだお示ししていないが、いただいた内容に対して、「大阪府としてこういうことに取り組んでいきます」ということを、またお示ししていきたい。
- ・婦人相談員の全市区町村配置やDVセンター設置等の働きかけは、大阪府としても市町村に対して行っていくが、そこだけでは足りない部分について、国に要望も挙げていく。
- ・ご意見をいただいてから、我々のすべきことを整理をしていくということが次の段階になる。

(委員)

- ・婦人相談員の全市区町村配置は現実的に難しい所はあると思うが、これが意味するのは専門性の確保ということ。
- ・これをメインテーマにして、研修を充実させたり、情報共有を図っていく等、府としてやっていくことを形にしていくことはできるのではないかと思う。

(事務局)

- ・女性相談センターと女性自立支援センターとこれから協議をしていく。

(委員)

- ・婦人相談員は、売春防止法上に規定があるので・・・

(事務局)

- ・売春防止法に、DV防止法も根拠法令として加わっている。

(委員)

- ・では、婦人相談員の権限は？

(事務局)

- ・売春防止法上、売春をするおそれのある女性に対する指導。

(委員)

- ・専門員としてその相談にずっと携わっているということももちろん大切だが、その職責を全うするという意味でも「婦人相談員」というポジションあるということが、重要だと思う。
- ・婦人相談員は、特別な資格がいるわけではないし、非常勤だからものすごくお金がかかるわけでもない。
- ・婦人相談員の存在を、市町村は知らないのではないか。

(事務局)

- ・知らないことはないと思う。
- ・財源的には国の補助金の対象にもなっているが、非常勤なので、実態としては行政職の常勤職員が人事ローテーションの中で、婦人相談員を名乗らずに婦人相談員の役割も担っている。
- ・専門の婦人相談員が長く勤めていくことは理想かもしれないが、行政の人事制度としては馴染みにくいと思う。

(事務局)

- ・大阪府としても、DVセンターを作ってもらえませんか、婦人相談員を配置してもらえませんかということで、毎年度、相談件数の多い市町村を中心に、15、16箇所の市町村をまわって働きかけている。
- ・毎年、婦人相談員の配置が、2市くらいずつ増えていっている。
- ・全市区町村に婦人相談員を配置ということになれば、義務設置にならないと難しいと感じており、国への働きかけが必要だと考えている。

(部会長)

- ・婦人相談員を配置してうまくまわっているところもあれば、他の福祉部署を経験して

回ってきた常勤職員が専門性を発揮して、他の部署との連携を円滑に行いながら、うまくまわっているところもある。

- ・先ほど話があったように、職名に関わらず専門性の確保がというところが必要ということもあるし、一方で「婦人相談員」を置くことで窓口が明確になり庁内の中でうまくまわっているということもあり、明示的という意味ではやはり「婦人相談員」の配置は必要ではないかということで、こういう提言になっている。
- ・ただし、委員ご指摘の専門性の確保というのは、必ず必要。

(委員)

- ・専門性が根本的に欠けている対応が多いのではないかと感じてしまう。
- ・本人の自己決定が優先されていないし、行き先を決める際にも本人のニーズに沿っていなかったりもする。

(部会長)

- ・相談員を配置した後に、その相談員の専門性をどう確保するかということを報告書には、セットで書いている。
- ・先ほどご指摘があったように、この提言の裏には、全て調査に基づくエビデンスがある。
- ・今回の報告書案では、エビデンスを示さない形で書いているので、それをわかるように記載するかどうか、全部は無理だとしてもある程度は記載するかどうか、事務局と相談する。

(委員)

- ・婦人相談員を配置されて、その相談員の専門性を確保することでうまくいったという良い事例があってこそこの提言
- ・もちろんうまくいっていない部分もあるかもしれないが、婦人相談員という職種、それに合致する専門性の確保を行う研修の実施が大事だというのが、いろんな調査を行った上で、出てきた一つの結果なので、そこは見せていくべき
- ・現実的、かつ、目指すべき方向というところで、提示していただくことで、子どもや次の世代への連鎖を止めるためにも明確に書き込んでほしい
- ・良い実践を事例として聞き取っていただいているのであれば、示していただきたい。

(部会長)

- ・提言の書き方に対するご指摘をいろいろいただいている
- ・データをどうするか、バックデータであるエビデンスをどのようにつけるか、ヒアリングの中で得られた好事例を書き込むのか、事務局と相談の上、決めていきたい。

○女性相談センターについて

(部会長)

- ・次に、女性相談センターに対する提言について、女性相談センターから意見があれば。

(女性相談センター)

- ・職員の異動もある中で、職員の質や力量の均一化は難しく、マニュアル等を作って対応しているのが現実で、そこはご指摘のとおりだと思う。
- ・受入対象者の拡大について、少しでも困難があれば全て断っているというわけではなく、行き先がないという中では実際に受けてきている。
- ・ただ、一時保護を受けるとなると施設を選ばなければいけないし、施設の安全性を守るためにも、市町村と厳しいやりとりを行うことがあるのは事実。
- ・昨年度、374件一時保護しているが、そのうち102件が1週間以内に帰られている。
- ・それぞれいろんな事情はあるが、無断で帰られる方もいらっしゃる、家に帰られたり知人や身内宅に行かれたり、精神科に入院になったケースもある。
- ・そういう方がいらっしゃるということは、もちろん理解しているが、何とか受け入れる準備を整えたのに帰ってしまう方もいる。
- ・そういう中で、女性相談センターのスタンスというか受け方というか、先生方の中でお考えがあるのであれば、それは聞かせていただきたい。
- ・例えば、「今日だけ」とか、「3日間だけでも一時保護してほしい」というようなケースがあった場合、もちろん必要であれば受けていくが、そのことで場所が知れ渡る危険性がある、そこをどう考えていけばいいのかというところもある。
- ・婦人相談員の配置について、全国婦人相談所長会議でも義務配置にしてほしいことは要望を国へ挙げている。
- ・一時保護する時のアセスメント、チェックシートの統一したものを、全国どこに行っても同じ支援が受けられるように、国に考えてほしいということも国に挙げている。
- ・時代にあった人を受けていくということで、再検討の中で「こういう方をイメージしています」ということがあれば、ご意見いただきたい。

(部会長)

- ・調査全体を通して、女性相談センターの立場からは、安全を考えるとこの人を受け入れて大丈夫なのかという、施設の安全性の確保と、市町村や当事者の側から見ると本人の「今日行く所がない」「役所は17時で閉まってしまうし」というところで、お互い困りながら、ギリギリのところ、調整しているのが現実だと思う。
- ・「柔軟な一時保護枠組み」という提言をしているが、今のように現状をふまえて、も

う少し突っ込んでご意見いただけたら。

(委員)

- どこかに、「出口がどこかに決まっていない」という意見があったが、それは難しい。
- 出口が決まっていない人、決めることができない人ほど、一時保護をして、その間に支援をするべき。帰宅することも仕方がないし、再度一時保護する前提で考えていかなければならない。
- そういうことも含めて柔軟性かなと思う。

(部会長)

- そういうことはされているが、その中でいつも気になるのは「安全」ということかなと思う。

(女性相談センター)

- 施設の安全性をどう守るかというところ。
- 何度も一時保護を繰り返す人はいて、そのたびに、一時保護先を変えている。人によっては同じ場所のこともあるが。保護を繰り返す中で、ご本人さんの行き先がなくなっていくということもある。
- 「今日行く所がない」ということでは保護はする。
- でも、職権保護ではない、本人の意思なので、本人が帰りたいと言えば帰ることになる。本人の意思の尊重ということは、婦人保護事業としては変わらない。
- そういった中で、施設の安全をどう守るのかという観点では、施設としては苦しくなってくる部分もあるのかなと。

(部会長)

- 施設としてはどうか。

(女性自立支援センター)

- 出口が決まっている方は少ないと思う。
- 施設での生活が落ち着いてから、いろんなことを考えられるようになって、ケースワーカーや施設の担当者と話しながら、出口を探していく。
- 確かに出口が決まっているようであれば一時保護の必要性はないと思う。
- また、一時保護の柔軟性について、DV防止法が施行されてからかなり経ち、警察や市町村に浸透してきた。ストーカー規制法等もあり、警察も「とにかく危険だから今日は帰らない方がいい」と、一時保護を勧めたりする。

- ・警察に勧められて、夜中に来られて、でも次の朝には「警察に無理やり連れてこられたから渋々来たけど、帰る」というケースも少なからずある。
- ・そういう意味では、一時保護は、以前に比べて、柔軟に対応されていると思う。
- ・先ほど、女性相談センターがおっしゃったように、24時間365日受け入れたり、すぐに帰られたり何回も来られたりすることは、確かに負担にはなるが、それが必要な方については、施設としては常に受けている。

(委員)

- ・出口が決まっていない方については、どうしても一時保護の期間が少し長くなってしまう。
- ・その間の市町村の動きと、本人の回復の度合いが違う。ばたばたと決めなければならず、もう少し期間が長ければうまくまとまるのに、と思うことはよくある。
- ・柔軟性の問題として、一時保護の期間をどうするのかということは検討の余地があるのではないか。

(委員)

- ・プレー一時保護ではないが、正式な一時保護を受ける前の、待合所じゃないけど、2～3日をどうするのか。翌日になれば知り合いに連絡がつくが、今晚だけ行く所がない、ネットカフェに行くのは少し危険だし・・・という状態もあって、「今夜どうする?」「明日どうする?」「2、3日どうする?」というところに課題があると思う。
- ・保護される側からすると、「そんな大げさじゃなくていいねん」と思う人もいる。一時保護されてから、「私って保護されてたんですね」と気付く人もいる。
- ・新たなカテゴリーを作るのか、一時保護の中に軽重をつけるのか。中間的な役割をどこかで担えたらいいと思うのだが、女性相談センターの意識の拡大で、変わる部分もあるのではないか。
- ・すぐに帰ってしまうかもしれないけど、それはそれでいいと言うか。施設にとっては大変かもしれないが、「こんなもんだ」「そういう人もいる」という積み重ねで、変わってくることもあると思う。
- ・提言の中に、一時保護のあり方の柔軟性を幅広くとあるが、「ネットカフェに行くよりもマシだな」くらいの感覚で救われていく人がいる。
- ・久しぶりにまともなご飯を食べたということでも、落ち着きにつながるし、それが「レスパイト」ということになるのであれば、そこを強調してもらえたらと思う。

(部会長)

- ・今までの一時保護の枠組みを広げて、帰っても仕方がないという枠組みでの保護を、今でもしているが、更に意識をすること。

(委員)

- ・「ちょっと家出」ぐらいの。

(部会長)

- ・そのことによって安全性が下がるということに、どう対処するかということは同時に考えなければならない。

(委員)

- ・共通シートの作成について意見が挙がっていたが、作るとしたら女性相談センター主導で作っていくことになると思うので、「(3) 支援についての市町村担当者との共有・連携」に明確に書き込んだ方がいいのではないかな。
- ・「(5) 市独自の一時保護制度との棲み分けと支援の均質化」について、ここは重要だと思っているが、これはそもそも、女性相談センターの欄に書き込むのがいいのかな。
- ・この項目の文章に書いてくださっていることよりも、より大きく課題に感じていることがある。
- ・市独自で一時保護のシステムを持っているところは、救護施設を使ったり母子生活支援施設を利用しているが、そうすると、女性相談センターにそもそも依頼すらしていないという状態。市独自の一時保護は、女性相談センターに相談することなく市の窓口の判断でしている。
- ・でも、市の窓口で判断できるだけの力量が市にあるのかというと、それは疑問。
- ・市独自で行っている一時保護は、かなりバラつきがある。
- ・救護施設に母子で一時保護されても母子で見ることが出来る体制になっていないだとか、母子生活支援施設でも、ケースワークをどこが担うのか、カウンセリング機能はどこが担うのかということも大きく違う。
- ・女性相談センターにつながればきちんと支援してもらえるのに、たまたま市町村の窓口につながって、どういうケースワークができるのかを知らない担当にあたってしまうと、カウンセリングができない、母子への支援ができない、つなぎ先がなくなってしまふという事実があると思う。
- ・どういう場合に市独自の一時保護を利用して、どういう場合に女性相談センターに保護依頼をするのかという整理、保護される先でどういう生活が待っているのかという整理をして、市町村の担当者に共有することが必要になってくる。
- ・そうすると、女性相談センターに対する提言でもなくなってくるし、大阪府だけでできる話でもなくなると思うが、そういうことを反映した文章にしていただければと思う。

(部会長)

- ・記載する場所と内容的にも、もう少し検討する。

(委員)

- ・棲み分けと記載してしまうと、認めることになるが、認めがたい部分もある。
- ・内部的にやっていることで、ケースワーク不十分、感性が不十分、トラウマの意識が足りないのだから、棲み分けと言っていいのか。かと言って批判しにくいところもあると思うが。
- ・この点についてはデータ上は問題点も出ていたと思うので、強めに批判的に書いた方がいいのではないか。

(部会長)

- ・今の現状を認めていいのかというご意見であることが前提にあって、今の書き方は、「現状を認めつつも、こんなに条件が違いますよ」という書き方になっているので、もう少し改めてもいいのではないかというご意見かと思う。

○医療との連携について

(委員)

- ・表現として「服薬」ではなく「処方」の方がいい。
- ・今は、現物の薬を持ってくるという運用になっているが、代替案としては、紹介状を持ってくれば薬は出してもらえる。
- ・紹介状を出してもらって、それを受け取って行くということが必要になるが。または、紹介状がなくても、お薬手帳があれば、それに基づいて出してくれる医療機関もあるので、代替手段はあると思う。
- ・しばらくなくても大丈夫な薬と、絶対に欠かせない薬があるのだが、その判断まで市町村に求めるのは難しいと思う。
- ・精神的に不安定になるケースがあるということだが、連携病院を探すのは難しいと思う。いっぱいですぐに入院はできない病院もある。
- ・ただ、自傷他害の危険性があると、精神保健福祉法上の措置入院は可能になるので、それを適用するのかどうかという問題になる。
- ・入院を前提とした受診を受け入れてくれる病院を開拓しなければならないと思う。
- ・無料低額診療所とのアクセスについても、紹介がないと受けしてもらえないなどあるので、特別なルートを作っておかなければいけないと思う。
- ・提言にあるようにルートを作っておくことは必要だが、医療も余裕がないので、特別な連携は難しいかもしれない。

(女性相談センター)

- ・本人が何も持たずに保護となり、警察の同伴で、お薬手帳や薬を取って来てもらうこともあるが、危険な場合はそれもできないこともある。
- ・そういう時は、生活保護受給者であれば、生活保護担当に確認をして診療情報提供書を出してもらって、薬をもらってきてもらうか、診療情報提供書を受け取るか、様々な方法を駆使しているが、すぐに薬が手に入るわけではないなど、難しい所があるのが現実。これは福祉の分野だけでは解決できないので、他の分野と連携できる仕組みが必要だと考える。
- ・また、無料低額診療所は使える場所が非常に少ない。使えても1回限りだったり、必ずそこで「生活保護とつながっていますか」ということを問われる。もう少し利用しやすければ、薬なしで来られても受け入れられるが、制度があっても使いにくかったりするところ困っていることはある。
- ・薬については、精神科の薬だけでなく血圧の薬だったり必要な薬がそれぞれで、特に最近高齢の方も増えているので、そのあたりについては、市町村の協力を得ながら何とかしているところ。
- ・決して、薬がないから受け入れないということは、避けたいと思っている。

(部会長)

- ・無料定額診療所の件に関して、調べたことがあるので、報告させていただく。
- ・府内にある大きな病院が2箇所について医療ソーシャルワーカーがいるので尋ねてみた。
- ・DVのケースは特殊な事情として「受けます」とは言っていた。その病院に関しては、1回限りとは言われなかったが、ずっと無料低額で受診しつづけるのは・・・という感じだった。
- ・問題なのは、診療しても、無料低額の薬局が府内にないという状況がある。理解してくれる薬局があれば大丈夫だと。院内処方ので精神科薬も内科薬も出してくれる病院であれば可能という話だった。
- ・診療情報提供書があれば初めての診察でも薬を出しやすいが、そうでないと、今の状態だけで、判断しにくいなという話があった。
- ・あとは、窓口の問題で、夜間は医療ソーシャルワーカーがいないのだが、昼間は誰が窓口になっているのか。

(女性相談センター)

- ・医療ソーシャルワーカー。
- ・夜や土日はいないので、週明けまで待たないといけない。

(部会長)

- ・現実的には難しいところもあるのだと思うが、前もって精神課の病院や無料低額をしている病院等に、理解をしてもらいつつ、関係を結んでいくと枠組みも広がるところがあるかなと思うので、そういうレベルの連携からスタートが現実的なのところではないか。

○施設について

(委員)

- ・「(6) 施設間の相互理解を促進する仕組みの検討」について、自主的なネットワークには自分自身も携わっているが、そこで出ている意見として、自主的なネットワークだけではなく、制度として作ってもらいたいということがあった。
- ・そのための仕組みとして、社会福祉協議会では様々なネットワークを作られていて、「母子部会」はあるが、「女性部会」はないので、社会福祉協議会に働きかけて、「女性部会」という形で作ってもらえないかという意見があったので、ぜひ検討していただきたい。

(部会長)

- ・委員ご指摘の「社会福祉協議会」を通してというのは、法律や領域の枠組みを超えて社会福祉協議会でプラットフォームを作るということか。

(事務局)

- ・社会福祉協議会での部会となると、会費が発生する。母子部会、救護なら成人部会など、それぞれに会費をおさめている中で、女性部会もとなると2重に会費が発生するので、そこをどう思われるのかというところはある。
- ・社協も新たな部会をという話になれば、そのために担当者を立てることになり、そのための人件費をその会費から支払うということになる。

(部会長)

- ・一つの可能性のある場所としての提案という形。

(委員)

- ・15ページの「(3) 社会的養護を補完する場として施設機能の活用」について、課題のどこにリンクするのか。
- ・これまでの流れと少し違う側面な気がするのだが。

(事務局)

- ・課題としては9ページの「(6) 若年女性、妊婦の保護」「(7) 母子・子どもの支援」に対応している。

(委員)

- ・それは、データに基づいて考えれば、ニーズはあるのはずなのに、つながっていないというところからきているという理解でよいか。

(部会長)

- ・そのとおり。
- ・女性保護支援全体で見た時に、DVだけではない視野という意味でも記載した。

(女性自立支援センター)

- ・15ページ「(4) 母子・子どもへの支援」について、子どものケア・支援というところで、子どもも親以上に傷ついており支援の重要性は非常に感じているので、できる限りのケアをしているが、職員配置や制度の見直しを国に要望していきたいという思いがある。
- ・現在、同伴児対応職員で2名加算されている。今年度、国が加算を拡大して、1日平均11人以上いれば3人に増やすとなったが、女性自立支援センターでは一時保護をあわせると11人以上いるが、措置入所だけでは11人に満たない。
- ・この加算で2名を保育士つけているが、施設の独自負担で学習支援員を2名雇っている。それでも子どもたちがたくさんいると回っていかない現状がある。
- ・それは、「皆でこれをしましょう」といつてのれる子どもばかりではなく、子どもたちそれぞれが、傷つきを抱え、1対1での関わりを求めるような、丁寧な支援が必要な子どもが多いためなので、配置基準を見直していただきたいと思う。
- ・婦人保護施設ではあるが、同伴児の支援も拡充していただきたい。
- ・また、退所後の支援について、国の制度で退所者自立支援事業もやっているが、非常に使いにくい。10人以上いないとお金がかからない。そして、10人以上はプラス何人という形になっている。現実、女性相談センターでは、26人の支援対象者に対して専任の職員を配置して実施しているものの、専任の職員を雇えるだけの金額もついていない中で、不足分は施設負担で行っている。
- ・全国の婦人保護施設でも非常に使いにくい制度だと言われているので、これも制度の見直しをしていただきたいというところを提言に盛り込んでいただきたい。

(部会長)

- ・全体を通して、各委員からご意見いただきたい。

(委員)

- ・大体はお話しさせてもらったが、やはり理想と実効的な対策と両方を盛り込んでいきたい。
- ・理想はかっちり書いた上で、研修をどのように実施していくか等、もう少し書き込んでいきたいと思う。

(委員)

- ・医療機関との連携や、市町村に女性相談センターの存在や、施設をどう理解してもらうかが大事。
- ・業務内容から看板を掲げて大々的に周知を行うことの難しさはあるが、女性の支援を行っている施設はどこの地域にもあると思うので、どんな実践や業務をしているのかということ、「女性支援」という横串で、どう理解してもらうのか。その特殊性も含めて、知ってもらおうということが大事かなと思う。
- ・また、市町村には福祉職の配置が少なく、ソーシャルワーク的な役割を担うことができる職員もいない中で、相談を受けた時にどこにつながるのかということについても、研修などを通じて、細かい点検事項などのツール等を通じて広げて行けたらいい。
- ・市町村がわからないまま、狭間で該当する方が落ちてしまっているところがあるのではないかと危惧しており、つながりの仕組みができればいいのになと思った。

(委員)

- ・提言を出すことはゴールではなく、何を実行していくかが大事。
- ・理念は示されているが、具体的にこれに基づいてどうしていくかが見えてこない。それをもう少し提言に書き込むか、先ほど事務局から説明があったように、府が提言に基づいてどんなことをしていくかを示していただくか・・・とは言いながら、この部会は今回が最後なので、実際にこれを実行していくためにどんなことができるかを聞きたい。

(部会長)

- ・現時点で、提言を実行していくために考えていることはなにか。

(事務局)

- ・予算要求時期も終わっている中で、来年度すぐに取り組めることと、平成31年度に向けて予算を確保して取り組まないといけないことに分かれてくると思うが、この提言を実行するために何をするのかということを持ち帰って整理した上で、後日、ご報告させていただきたい。

- ・調査にご協力いただいた市町村、施設に結果をお返しする方法として、まずは説明する機会を作り、市町村等の理解を深める。
- ・その後、府として何ができるかを、女性相談センターと女性自立支援センターと検討していきたい。

(委員)

- ・率直に言えば、残念な感じがある。
- ・この4回の部会ですごいデータが出てきたが、「それで？」みたいなどころがある。
- ・「提言」として訴えかけるパッションがないので、すごいデータがあるのに、ぼやけてしまっている。
- ・これまでも何度も言われていることがまた書かれているようなところがあって、その中でも「ここ」ということにフォーカスしないと、提言ぼくならない。
- ・「環境整備が必要」という書き方ではなく、「絶対に各市区に婦人相談員がいる！」「アセスメントの共通シートがいる！」などとの的を絞って、「なぜなら、こんなデータが出てきているから」というエビデンスに基づいて、強く言えたら訴えかけるものがあるのではないか。
- ・すごいデータが出ているのだから、綺麗にまとめなくてもいいので、もっとインパクトがある方がいいのではないか。

(女性相談センター)

- ・女性相談センターのしている支援と市町村が期待している支援のずれがある。
- ・女性相談センターとして受け入れの拡大はしていきたいと思うが、その分、市町村がどんな役割を担うのか整理が必要。
- ・一番危惧するのは、とりあえず3日間、とか、高齢者でも障がい者でもとりあえず一時保護、となってしまうこと。一時保護の間に市町村がどれだけ次の方針を考えてくれるのかというところが必要。
- ・市町村が、婦人相談員を配置するための財源措置だけでなく、市町村が女性を保護するために担う責務をどれだけ負うのか。市町村の役割が全て努力義務なので、そこを心配している。

(女性自立支援センター)

- ・婦人保護施設として、気になっているのは、DVや暴力被害が増えてきている。
- ・婦人保護施設が、DVや暴力被害者の一時保護施設として捉えられている。
- ・本来、そこで就労して自立していくという中長期で自立を支援していく施設。そこを忘れてもらいたくない。
- ・今回の市町村への調査の中で、婦人保護施設がどういうところか知らないという意見

があった。一時保護もするが、中長期の支援もしているということも知ってもらいたい。

- 広めていきたい。

(部会長)

- 様々なご意見をいただいたが、女性相談センター、女性自立支援センター、市町村とそれぞれの立場でそれぞれの意見がある中で、過不足なく、整えて書こうと思うと、こういう書きぶりになったところをご理解いただきたい。
- 最終、事務局と調整していきたい。